

結審し、判決は12月4日 勝訴を勝ち取ろう！

地震規模の「ばらつき考慮」など原告主張の正しさを多くの人に広めよう

判決日：12月4日（金）15:00 大阪地裁202号法廷

傍聴券抽選の時間、当日の行動、報告会等は、詳細が決まりしだいご連絡します

国相手の大飯原発止めよう裁判は、9月16日の第35回法廷で結審し、判決日は12月4日となった。2012年6月提訴以来8年を経て、ついに判決を迎える。

法廷に先立ち10時30分から進行協議が行われ、法廷は11時30分から開かれた。傍聴券の確保のため多数のご参加ありがとうございました。



◆原告側は国の書面を批判

・被告は「ばらつき考慮」の審査ガイドの規定を根拠なく無視してきたことを自白

法廷でまず裁判長が、被告第34準備書面（8月31日提出、9月16日付）、原告準備書面（38）（9月11日付）を確認した。被告弁護士は、被告第34準備書面の本文17頁および脚注の「平成27年」を誤記だとして「平成25年」に訂正した。この点は、原告が原告準備書面（38）の中で指摘していたものだ。

続いて原告弁護士が、被告第34準備書面に反論する原告準備書面（38）の趣旨を陳述した。

はじめに武村弁護士が、準備書面の第1（「裁判所からの釈明に対する回答」について）と第3（小山陳述書に対する非難）について次のように主張した。

2018年9月10日法廷において裁判所は、被告に対して経験式が有するばらつきに係る被告の解釈を裏付ける文献などがあれば指摘・提出するよう求めた。しかし、被告はそのようなものを指摘・提出することはできなかつたと認めた（被告第34準備書面 p. 5（3））。このことは地震動審査ガイドの経験式が有するばらつきの考慮の規定を、原子力規制委員会は何ら根拠なく無視してきたことを自白するものである。

・被告が川瀬氏に報告書の作成を依頼したのは、川瀬氏を利用し、「不確かさ」と「ばらつき」を重ねて考慮しないことを合理化するため

7月7日法廷で裁判長は、国に対し「『川瀬報告書』（国の書証）は裁判所の指摘と関係があるのか」など疑問を呈し、同報告書の作成経緯等を説明するよう書面の提出を求めていた。これに対し国は、「川瀬氏に報告書の作成を依頼したのは、地震動審査ガイドの「ばらつき」（1.3.2.3(2)第二文）の解釈・運用を明らかにするためではなく、一般論として地震動評価において個々のパラメータをやみくもに重畳することの当否に関する専門家の見解を得るため」（第34準備書面 p.6）とした。これで、川瀬報告書は裁判長の指示とは関係ないことが明確になった。国が川瀬氏を持ち出したのは、川瀬氏が「ばらつき」について「・・・重畳して変動させ・・・評価を行うのは適切でない」と述べているのを、「ばらつきおよび不確かさ」とねじ曲げて、「重畳するのは誤りだ」と国にとって都合のよい主張をするためだ。そして、地震規模の「ばらつき」と短周期の1.5倍ケースの「不確かさ」の両方を考慮しなければならないの

に、それをしないことを合理化するため、川瀬氏に着目し、原子力規制庁請負調査として特別に費用を負担して、川瀬氏に報告書の作成を依頼したものだ。

国は小山氏の陳述書を、地震学等の科学的、専門的知見による裏付けがなく科学的検証もされていないと切り捨てている。これに対し、小山氏の研究・調査は、島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理などの研究調査を踏まえ、それを自らの専門とする数理学の観点から検証するものであり、十分に信用性がおけるものであると反論した。小山氏は、国内の地震の予測に、震源インバージョンによらないデータを用いると入倉・三宅氏は過小評価になると批判しているが、被告も参加人も何ら反論できていないと指摘した。

続いて谷弁護士が、第2（台場浜トレンチ破砕部に関する主張についての反論）について次のように主張した。台場浜トレンチ破砕部について、①国が今回引用している有識者会合の委員の発言は、台場浜トレンチの破砕部が山頂トレンチと連続していないという趣旨であり、原告の主張を覆すものではない。②さらに国が証拠として今回も説明している審査会合資料は、台場浜トレンチの北方への連続性を検討したものであり、焦点となっている南方への連続性とは無関係の資料である。台場浜の破砕部bとボーリングNo.13孔の連続性について、現在に至るまで原子力規制委は何らの確認を行っていないことが明らか。安全側に考えればそれらは連続しているものと考えべきだ。そうであれば、「耐震重要施設は、変異が生ずる恐れがない地盤に設けなければならない」（設置許可基準規則3条3項）という条件に不適合であり、立地不適となる。

◆裁判長は、結審を宣言し、予想を上回り12月4日を判決日に。

裁判長は、「原告、被告双方がこれまで相当程度の尽力で主張を重ね合ってきて、裁判所として聞くべきところはすべて聞いた」と述べ、「結審して差し支えないか」と原告、被告、参加人（関電）に順に尋ねた。それぞれ「差し支えない」と答えたのを確認し、「結審する」と宣言した。判決は12月4日午後3時、202号法廷で行うと述べ、終了した。原告は年度内の判決を求めていたが、予想を上回る年内判決となった。

◆報告会 原告主張の正しさを広め、12月4日判決を迎えよう

法廷後直ちにAP大阪淀屋橋に移動し、抽選に外れた人も含め、12時過ぎから報告・交流会を開催した。

報告会ではまず冠木弁護士が、裁判が本日の法廷で結審となったこと、判決日が12月4日になったことを伝えた。論点を地震に限定したので早い結審につながったと述べ、1月30日に裁判長が「ばらつき」問題を真正面から取り上げ、標準偏差も含めて主張するようにと突っ込んで国に求めたことを振り返った。そして、「初めて『ばらつき』が裁判で取り上げられた。勝ち筋が見えた。うれしい」と述べ、判決を迎えるに当たり記者と勉強会を持つ予定にも触れた。



続いて、法廷で原告準備書面の趣旨を陳述した弁護士が、それぞれ説明した。

武村弁護士は、準備書面の該当箇所を示しながら説明した。裁判官が頷いているように見えたことも紹介した。特に、大震災の後の基準の見直しで「ばらつきの考慮」が出てきたのに、それを国や電力会社が無視しようとしていることを強く批判した。

続いて谷弁護士は、台場浜トレンチと重要施設である非常用取水路の図をスクリーンに写しながら説明し、「重要施設のそばに破砕帯がつながっている可能性は今日まで否定されていない。国はあたかも会合で否定されているかのように主張し、印象操作している」と批判した。



共同代表の小山さんは、「判決が早くなってびっくりした。勝てば、他の原発も「ばらつきの考慮」が要求される。この裁判と同じ弁護団が、ほぼ同じ論点で争っている玄海裁判の判決が3月はじめにあるが、それに影響を与える可能性もある」と発言。同じく共同代表のアイリーンさんは、「国、関電が、2011年福島のことをなかったことにしようとしているこ

とは許されない。原告が主張していることをかみ砕いて広めることが大事」と発言した。

事務局から、「裁判では原告が押している。もし仮に判決の主文で原告負けとなったとしても、判決文の中に『ばらつきの考慮』が入れば、大きな意味を持つ」との指摘があった。

各弁護士は、次の予定が詰まっている中での報告会出席だった。それぞれ話を終えて退席する際に、これまでのご苦勞、ご健闘への感謝の気持ちを込めて、参加者から拍手が送られた。

◆交流会

・大飯3号機 加圧器系配管 157気圧の壁のき裂についての報告

関電は配管に亀裂が入ったまま1サイクル運転し、その後配管を交換する運転計画案を出している。規制庁は関電との公開会合で、運転した場合の漏えいや、破断した際の対策の検討を指示している。「大飯原発3号機の亀裂の入った配管のままでの運転再開を認めない」との抗議・要請書を本日提出する。公開会合を監視し続ける必要がある。

・高浜3号蒸気発生器(SG)の損傷の報告

3ヶ所に傷が見つかったが、その原因となる異物は見つかっていない。「原因と対策」がまだわかっていない。関電は異物が流れ出ないように仮設ストレーナを設置したが、異物を発見できなかった。しかし、「タービンサンプへ行って流れ出たかも」と言い出している。9月1日申し入れて滋賀県は「関電に異物を必ず見つけるように」と言っている。異物が海に流れたとは考えにくい」と発言した。異物を発見しないままの運転認められない。

・「コロナ禍では原発を止めよ！仮処分裁判」9月14日第2回審尋の報告

福島原発事故による避難の実情について、避難者として意見陳述した。債務者の関電は、事故が起きないから避難計画は要らないと言っているが、それでは救命ボートが足りなかったタイタニックになってしまう。認められない。避難計画を案ずる関西連絡会の「コロナ禍の福井県原子力防災訓練の視察報告」が裁判所に書面として提出されることになった。次回第3回審尋は12月21日(月)13:30大阪地裁。前段集会にご参加を。

インフォメーションとして、「再エネ、寄付付き電気」のテラエナジー電気の紹介、関西賠償訴訟(10月29日14時大阪地裁)への参加呼びかけが続いた。

勝訴に向け、裁判の内容を広めて判決を迎えようと呼びかけて終了した。

2020年9月25日 おおい原発止めよう裁判の会事務局